

# 資料編





## 1. 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催経過

| 開催日   | 内容   |
|---|--|
| 平成 30 年度（2018 年度）第 1 回<br>（平成 31 年（2019 年）2 月 12 日）                                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況について</li> <li>地域密着型サービスの指定等について</li> </ol>  |
| 令和元年度（2019 年度）第 1 回<br>（令和 2 年（2020 年）3 月）<br>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止<br>※各委員に資料を送付し意見聴取 | <ol style="list-style-type: none"> <li>第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況について</li> <li>地域密着型サービスの指定等について</li> <li>八尾市高齢者実態調査及び要介護認定者実態調査の実施について</li> </ol> |
| 令和 2 年度（2020 年度）第 1 回<br>（令和 2 年（2020 年）8 月）<br>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催                | <ol style="list-style-type: none"> <li>第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況について</li> <li>第 8 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について</li> </ol>                      |
| 令和 2 年度（2020 年度）第 2 回<br>（令和 2 年（2020 年）11 月）<br>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催               | <ol style="list-style-type: none"> <li>第 8 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について</li> <li>地域密着型サービスの指定等について</li> <li>第 1 回高齢者福祉専門分科会の書面開催の意見について</li> </ol>    |
| 令和 2 年度（2020 年度）第 3 回<br>（令和 3 年（2021 年）2 月）<br>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催                | <ol style="list-style-type: none"> <li>第 8 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について</li> <li>第 2 回高齢者福祉専門分科会の書面開催の意見について</li> </ol>                                |

※令和元年度までは介護保険運営協議会として開催。

## 2. 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿

令和2年4月1日現在（敬称略）

| 区分  | 役職・団体名                       | 氏名      |
|-----|------------------------------|---------|
| 会長  | 一般財団法人 日本公衆衛生協会名誉会長・大阪大学名誉教授 | 多田羅 浩 三 |
| 副会長 | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授        | 西 垣 千 春 |
| 委員  | 一般社団法人 八尾市医師会会長              | 貴 島 秀 樹 |
| 委員  | 一般社団法人 八尾市歯科医師会              | 高 橋 一 郎 |
| 委員  | 一般社団法人 八尾市薬剤師会会長             | 中 野 道 雄 |
| 委員  | 社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会常務理事        | 森 孝 之   |
| 委員  | 八尾市民生委員児童委員協議会副会長            | 藤 岡 憲 明 |
| 委員  | 八尾市高齢クラブ連合会会長                | 山 本 賢   |
| 委員  | 八尾市自治振興委員会副会長                | 山 中 あや子 |
| 委員  | 八尾市女性団体連合会理事                 | 岡 田 千津代 |
| 委員  | 八尾市ボランティア連絡会会長               | 辻 田 保 子 |
| 委員  | 一般財団法人 八尾市人権協会副理事長           | 藤 本 高 美 |
| 委員  | 八尾市介護者（家族）の会                 | 青 山 京 子 |
| 委員  | 市民（公募委員）                     | 有 岡 ともゑ |
| 委員  | 市民（公募委員）                     | 的 場 恵 子 |
| 委員  | 八尾市介護保険事業者連絡協議会会長            | 福 森 潔   |

### 3. 介護保険サービスの説明

#### 要介護1～5の人が利用できる介護サービス

##### 【在宅サービス】

| サービス名                      | サービス内容   |
|----------------------------|--|
| 訪問介護（ホームヘルプサービス）           | ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。            |
| 訪問入浴介護                     | 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行うサービスです。                            |
| 訪問看護                       | 疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。               |
| 訪問リハビリテーション                | 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービスです。     |
| 居宅療養管理指導                   | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。                   |
| 通所介護（デイサービス）               | デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。         |
| 通所リハビリテーション（デイケア）          | 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。 |
| 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） | 福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。                      |
| 特定施設入居者生活介護                | 有料老人ホーム等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を行うサービスです。                        |
| 福祉用具貸与                     | 日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸出しを行うサービスです。          |
| 特定福祉用具販売                   | 排泄や入浴などに必要とされる福祉用具を購入した場合の費用の一部を支給します。                           |

##### 【地域密着型サービス】

| サービス名                   | サービス内容   |
|-------------------------|--|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護        | 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。            |
| 夜間対応型訪問介護               | 24時間安心して在宅生活を送れるよう定期巡回と利用者からの通報による随時訪問を組み合わせて提供する夜間専用の訪問介護を行うサービスです。 |
| 認知症対応型通所介護（認知症専用デイサービス） | 認知症の高齢者に対し、デイサービスを行う施設などが、食事、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。          |

| サービス名                                | サービス内容   |
|--------------------------------------|--|
| 小規模多機能型居宅介護                          | 通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多様な介護サービスを行います。  |
| グループホーム<br>(認知症対応型共同生活介護)            | 認知症の高齢者に対し、共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。   |
| 地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) | 利用定員29人以下の小規模な施設において、原則として要介護3以上の人であり、身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しく、常時介護が必要な65歳以上の人に、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護                        | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせたサービスを行います。   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護                     | 入居定員が29人以下の有料老人ホームに入居している高齢者に対し、日常生活上の支援や介護を行うサービスです。  |
| 地域密着型通所介護                            | 利用定員18人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。   |

## 【住宅改修】

| サービス名 | サービス内容                            |
|-------|-----------------------------------|
| 住宅改修  | 手すりの取付けなどの住宅改修を行った場合の費用の一部を支給します。 |

## 【居宅介護支援】

| サービス名  | サービス内容   |
|--------|--|
| 居宅介護支援 | 介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の希望を聞きながら、状態に適した介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。 |

## 【施設サービス】

| サービス名               | サービス内容  |
|---------------------|---|
| 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 原則として要介護3以上の人であり、身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しく、常時介護が必要な65歳以上の人に、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。 |
| 介護老人保健施設            | 病状が安定している人が、在宅復帰できるよう、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。                 |
| 介護療養型医療施設           | 長期療養が必要な人に、医学的管理のもとで介護や必要な医療を提供します。   |
| 介護医療院               | 日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備え、慢性期の医療・介護ニーズに対応します。                            |

## 要支援 1・2 の人が利用できる介護サービス

### 【介護予防サービス】

| サービス名                              | サービス内容   |
|------------------------------------|--|
| 介護予防訪問入浴介護                         | 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を行うサービスです。                                     |
| 介護予防訪問看護                           | 疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。   |
| 介護予防訪問リハビリテーション                    | 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行うサービスです。                                   |
| 介護予防居宅療養管理指導                       | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービスです。   |
| 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）              | 老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を行います。 |
| 介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） | 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練など行うサービスです。   |
| 介護予防特定施設入居者生活介護                    | 有料老人ホーム等に入居している高齢者に対し、介護予防を目的とした日常生活上の支援を行うサービスです。   |
| 介護予防福祉用具貸与                         | 日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸出しを行うサービスです。  |
| 特定介護予防福祉用具販売                       | 排泄や入浴などに必要とされる福祉用具を購入した場合の費用の一部を支給します。   |

### 【地域密着型介護予防サービス】

| サービス名                       | サービス内容   |
|-----------------------------|--|
| 介護予防認知症対応型通所介護（認知症専用デイサービス） | 認知症で要支援の高齢者に対し、デイサービスを行う施設などで、食事、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを行います。 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護             | 通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多様な介護予防を目的とするサービスを行います。            |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）   | 認知症で要支援 2 の高齢者に対し、共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを行います。           |

### 【介護予防住宅改修】

| サービス名    | サービス内容                            |
|----------|-----------------------------------|
| 介護予防住宅改修 | 手すりの取付けなどの住宅改修を行った場合の費用の一部を支給します。 |

## 【介護予防支援】

| サービス名  | サービス内容  |
|--------|---|
| 介護予防支援 | 高齢者あんしんセンターが中心となって、本人や家族の希望を聞きながら、状態に適した介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。 |

## 要支援1・2の人、事業対象者が利用できる介護予防・生活支援サービス

## 【介護予防・生活支援サービス】

| 事業名          |  | 内容  |   |
|--------------|--|---|---|
| 訪問型サービス      | 訪問介護相当   | 専門職によるサービス提供が必要な人に対して、従来、提供されてきた介護予防訪問介護と同等のサービスです。   |   |
|              | 緩和した基準   | 身体介助等を必要としない生活援助サービスです。   |   |
|              | 住民主体型  | シルバー人材センターに登録している会員により身体介助等を必要としない生活支援サービスです。   |   |
| 通所型サービス      | 通所介護相当   | 専門職によるサービス提供が必要な人に対して、従来、提供されてきた介護予防通所介護と同等のサービスです。   |   |
|              | 短期集中型  | 集中介入期に相当する人に対して、訪問により自宅や自宅周辺の評価して生活機能の低下要因を把握した上で、理学療法士または作業療法士、運動指導士（健康運動指導士・健康運動実践指導者・介護予防運動指導員）、栄養士等の専門スタッフによるリハビリを行うサービスです。 |   |
|              | 住民主体型  | 常設型   | 身近な地域の通いの場である街かどデイハウスにおいて、介護予防などを提供する通所型サービスです。 |
|              |  | 定期開催型   | 身近な地域において、定期的を開催する住民主体による介護予防などを提供する通所型サービスです。  |
| 介護予防ケアマネジメント | 高齢者あんしんセンター職員が本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成を行います。 |   |   |



## 4. 高齢者の意識・実態調査結果

本市では、令和元年度（2019年度）に、高齢者の意識と実態について、次のようなアンケート調査を実施しました。

### ■アンケート調査の実施状況

| 調査名称  | 高齢者実態調査   | 要介護認定者<br>実態調査                                 | 八尾市サービス付き<br>高齢者向け住宅の<br>運営事業者に対する<br>実態調査                      | 在宅介護実態調査   |                 |
|-------|---|--|---|--|-----------------|
| 対象地域  | 市内全域  | 市内全域   | 市内全域  | 市内全域   |                 |
| 調査対象  | 本市在住で、令和元年12月18日現在で要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の人<br>【無作為抽出】 | 本市在住で、令和元年12月18日現在で要介護1～5の認定を受けている人<br>【無作為抽出】 | 平成31年4月1日現在で入居者が入所し、かつ同年7月1日現在で知事の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅に係る登録事業者 | 実施期間中に要介護認定調査を受け<br>る人<br>【主に在宅で要介護・要支援認定を受けている人を抽出】 |                 |
| 対象者数  | 7,290件  | 2,710件   | 75件   | 417件   |                 |
| 有効回答数 | 5,407件  | 1,493件   | 53件   | 303件   |                 |
| 有効回答率 | 74.2%   | 55.1%  | 70.7%   | 72.7%  |                 |
| 実施期間  | 令和2年1月16日（木）～<br>令和2年2月5日（水）                          |  | 令和2年2月17日（月）～<br>令和2年3月19日（木）                                   | 令和2年1月9日（木）～<br>令和2年3月27日（金）                         |                 |
| 実施方法  | 配布  | 市から対象者へ郵送                                      | 市から対象者へ郵送   | 市から対象者へ郵送  | 認定調査と同時調査       |
|       | 回収  | 対象者から市へ郵送                                      | 対象者から市へ郵送   | 対象者から市へ郵送  | 直接回収及び対象者から市へ郵送 |



## 第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和3年（2021年）3月発行

発行者

八尾市健康福祉部

高齢介護課

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

Tel:072-924-3854 Fax:072-924-1005 E-mail:koureikaigo@city.yao.osaka.jp

八尾市健康福祉部

健康推進課

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16(八尾市保健センター)

Tel:072-993-8600 Fax:072-996-1598 E-mail:k-suishin@city.yao.osaka.jp

※所管課名は、令和3年4月1日現在の名称です。

刊行物番号:R2-244

